

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

寝屋川市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年（2019年）10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25.4.1～H31.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は**水道法第25条の2 指定の申請**に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います（参考）

※法令第25条の8及び省令第36条に準拠した適正な運営基準について確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料（参考）

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無（参考）

◇更新申請についてのお問い合わせは
寝屋川市上下水道局経営総務課
給水担当 TEL:072-824-1177(内線2435)